

社団法人 中央酪農会議定款

昭和37年 9月13日施行
昭和41年 5月 7日改正
昭和45年 5月 1日改正
昭和47年 8月31日改正
昭和48年 2月20日改正
昭和54年10月11日改正
昭和62年 5月 8日改正
平成 9年 9月22日改正
平成11年11月10日改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人中央酪農会議（以下「この会議」という。）という。

(事 務 所)

第2条 この会議は、事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この会議は、生乳生産者の協同組織による生乳受託販売の推進並びに生乳の供給の安定、流通の合理化及び品質の改善を図り我が国酪農の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 指定生乳生産者団体の行う生乳受託販売に関する指導、あっせん等
- (2) 生乳の需給に関する指定生乳生産者団体及び全国の区域を地区とする農業協同組合連合会相互の連絡及び調整
- (3) 生乳の需給見通しの作成等
- (4) 生乳生産者団体（それが直接又は間接に構成員となっている団体を含む。次号において同じ。）による牛乳の処理、保管及び販売並びに乳製品の生産（他に委託する生産を含む。）、保管及び販売に関する指導

- (5) 生乳生産者団体からの委託による乳製品の処分
- (6) 牛乳、乳製品の消費の増進
- (7) 指定生乳生産者団体等の行う生乳の品質の改善に関する指導
- (8) 前各号の事業に関する資料及び情報の収集及び提共
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 この会議の会員たる資格を有する者は、次の通りとする。

(1) 中央会員

- (ア) 全国農業協同組合中央会
- (イ) 全国農業協同組合連合会
- (ウ) 全国酪農業協同組合連合会
- (エ) 全国開拓農業協同組合連合会
- (オ) 農林中央金庫
- (カ) 全国共済農業協同組合連合会
- (キ) その他総会で認めた団体

(2) 地方会員

指定生乳生産者団体

(加 入)

第 6 条 この会議の会員になろうとする者は、加入申込書にその者の定款、寄附行為又はこれらに代わるべき規程及びその他会長が指定する書類を添えて、会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 . 会長は、前項の承認があったときは、遅滞なく会員名簿に記載しその旨当該申込みをした者及び他の会員に通知するものとする。

(会 員)

第 7 条 会員は、総会の議決を経て定めた会費をこの会議に納入しなければならない。

2 . 会員は、既に払い込んだ会費の返還を請求することはできない。

(脱退及び除名)

第 8 条 会員は、次の各号の事由の一に該当するときは、この会議を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があったとき。
 - (2) 会員たる資格の喪失
 - (3) 解 散
 - (4) 除 名
- 2 .前項第 1 号の申出は、書面をもって当該事業年度終了の日の 6 0 日前までに会長に提出しなければならない。ただし、この場合においての脱退の日は当該事業年度終了の日とする。
- 3 .次の各号の一に該当する会員は、総会の議決を経て、除名することができる。この場合において、会長は、その総会の開催の日の 7 日前までにその会員に対し、その旨を通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。
- (1) 長期間にわたって出席しない会員
 - (2) 会費の納入、その他この会議に対する義務を怠った会員
 - (3) 法令又は、この会議の定款若しくは諸規定に違反した会員

(届 出)

第 9 条 会員は、その名称、所在地、代表者の氏名又は定款、寄附行為若しくはこれらに代わるべき規程に変更があったときは、遅滞なくこの会議にその旨を届け出なければならない。

第 3 章 役員及び事務局

(役員 の 定 数 及 び 選 任)

第 1 0 条 この会議に、次の役員を置く。

- (1) 理事 1 5 人以上 1 8 人以内
 - (2) 監事 2 人又は 3 人
- 2 . 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 . 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 . 理事のうちから会長 1 人、副会長 2 人以内、専務理事 1 人及び常務理事 1 人を互選する。
- 5 . 理事のうち、同一親族(3 親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。) 又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役員 の 任期)

第 1 1 条 役員 の 任期 は、 2 年 と する。 た だ し、 再 任 を 妨 げ ない。

2 . 補 欠 又 は 増 員 に よ り 就 任 し た 役 員 の 任 期 は、 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず、 前 任 者 又 は 他 の 役 員 の 残 任 期 間 と する。

3 . 役 員 は、 任 期 満 了 又 は 辞 任 の 場 合 に お い て も、 そ の 後 任 者 が 就 任 す る ま で は、 そ の 職 務 を 行 う も の と する。

(役員 の 職 務)

第 1 2 条 会 長 は、 こ の 会 議 を 代 表 し、 会 務 を 総 理 す る。

2 . 副 会 長 は、 会 長 を 補 佐 し て こ の 会 議 の 会 務 を 掌 理 し、 あ ら か じ め 理 事 会 に お い て 定 め る 順 序 に よ り、 会 長 に 事 故 が あ る と き は そ の 職 務 を 代 理 し、 会 長 が 欠 け た と き は そ の 職 務 を 行 う。

3 . 専 務 理 事 は、 会 長 及 び 副 会 長 を 補 佐 し、 事 務 局 を 統 轄 し て 会 務 を 処 理 し、 会 長 及 び 副 会 長 に 事 故 が あ る と き は そ の 職 務 を 代 理 し、 会 長 及 び 副 会 長 が 欠 け た と き は そ の 職 務 を 行 う。

4 . 常 務 理 事 は、 会 長 及 び 副 会 長 を 補 佐 し て こ の 会 議 の 会 務 を 執 行 し、 会 長、 副 会 長 及 び 専 務 理 事 に 事 故 が あ る と き は そ の 職 務 を 代 理 し、 会 長、 副 会 長 及 び 専 務 理 事 が 欠 け た と き は そ の 職 務 を 行 う。

5 . 理 事 は、 理 事 会 を 組 織 し、 業 務 を 執 行 す る。

6 . 監 事 は、 民 法 第 5 9 条 に 規 定 す る 職 務 を 行 う。

(役員 の 解 任)

第 1 3 条 こ の 会 議 は、 役 員 が こ の 会 議 の 役 員 と し て ふ さ わ し く ない 行 為 を し た と き そ の 他 特 別 の 事 由 が あ る と き は、 総 会 の 議 決 を 経 て、 そ の 役 員 を 解 任 す る こ と が で き る。

こ の 場 合 に は、 こ の 会 議 は、 そ の 総 会 の 開 催 の 日 の 7 日 前 ま で に、 そ の 役 員 に 対 し、 そ の 旨 を 書 面 を も っ て 通 知 し、 か つ、 議 決 の 前 に 弁 明 す る 機 会 を 与 え る も の と する。

(役員 の 報 酬)

第 1 4 条 役 員 は、 無 報 酬 と する。

2 . 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず、 常 勤 の 役 員 に は、 総 会 の 議 決 を 経 て、 報 酬 を 支 払 う こ と が で き る。

3 . 役 員 に は、 費 用 を 弁 償 す る こ と が で き る。

(理 事 会)

第 1 5 条 次 の 事 項 は、 理 事 会 の 議 決 を 経 な け れ ば な ら ない。

- (1) 業務を運営するための方針の決定に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- (3) 諸規程の制定又は改廃に関する事項
- (4) その他総会の決定により理事会において処理することとされた事項
- (5) 前各号に掲げるものの外、理事会が特に必要と認めた事項

第16条 理事会は会長が招集する。

2. 会長は、理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会は、理事（会長を含む。以下この条において同じ。）の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

4. 会長は、理事会の議長となる。

5. 理事会の議事は、出席した理事の全員の一致によりこれを決する。

ただし全員の一致を得られない事項について会長が特に必要と認めた場合にあつては、出席した理事の過半数をもって、これを決することができる。

6. 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

（書面又は代理人による議決権の行使）

第17条 理事は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2. 前項の規定により書面をもって議決権を行う理事は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入して、これに記名押印のうえ、理事会の会日の前日までにこの会議に提出しなければならない。

3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの会議に提出しなければならない。

4. 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

（議事録）

第18条 理事会の議事については、議長が議事録を作成し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人が記名押印するものとする。

2. 議事録は、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事の氏名（書面議決者及び議決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3. 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

(事務局)

第19条 この会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。

3. 事務局長は、会長の命を受けて事務局を統轄し、その他の職員は事務に従事する。

4. 職員は、会長が任免する。この場合において事務局長を任免するときは、理事会の承認を経なければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 この会議は、事務所に、民法第51条及びこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1)定款

(2)役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(3)許可、認可等及び登記に関する書類

(4)収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(5)その他必要な書類及び帳簿

第4章 総 会

(総会の招集)

第21条 会長は、毎年1回以上通常総会を招集する。

2. 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3. 会長は、会員現在数の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により総会招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に総会を招集しなければならない。

4. 監事は、前項の規定により総会の招集を請求できるほか、財産の状況又は業務の執行について不整な点を発見したときは、これを報告するため、総会を招集することができる。

(総会の招集手続)

第22条 総会は、その会日の10日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を会

員に通知して招集するものとする。

(総会の議決事項)

第 2 3 条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 会費の賦課及びその徴収方法
- (4) 事業報告、収支決算及び財産目録
- (5) その他この会議の運営に関する重要事項

(総会の定足数)

第 2 4 条 総会は、会員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。この場合においては、第 2 7 条の規定により書面又は代理人をもって議決権を行う会員は、第 2 2 条の規定によりあらかじめ通知した事項については、これを出席したものとみなす。

2 . 前項に規定する数以上の会員の出席がないときは、会長又は監事は、1 4 日以内にさらに総会を招集しなければならない。

(緊急議案)

第 2 5 条 総会においては、第 2 2 条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第 2 3 条第1号から第4号までに掲げる事項以外の事項であって特に緊急を要するものについては、この限りでない。

(総会の議事)

第 2 6 条 会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

2 . 総会の議決は、この定款に別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決する。

3 . 次に掲げる事項は、出席した会員の 3 分の 2 以上の多数により決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) 役員解任

4 . 総会の議長は、総会において、出席会員のうちから選出する。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第27条 会員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

2. 前項の規定により書面をもって議決権を行う会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入して、これに記名押印のうえ、総会の会日の前日までにこの会議に提出しなければならない。

3. 第1項の規定により会員が議決権を行わせようとする代理人は当該会員の職員でなければならない。

4. 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの会議に提出しなければならない。

5. 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議長が議事録を作成し、議長及び出席会員のうちから総会において選出された議事録署名人(前条第1項の代理人を含む。)2人がこれに記名押印するものとする。

2. 議事録は、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名(書面議決者及び議決委任者の場合においては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3. 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 専門委員会

(専門委員会)

第29条 会長は、この会議の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、この会議に、生乳の需給、取引及び品質改善等に関する専門的事項を審議する専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会は、この会議の会員となっている団体の役職員のうちから、理事会の議決を経て、会長が委嘱する委員をもって構成する。

3. 会長は、専門委員会の目的により、必要に応じ理事会の議決を経て、乳業関係者又は学識経験者を委員として委嘱することができる。

4．専門委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

第6章 事業の執行、会計及び解散等

(事業年度)

第30条 この会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規程)

第31条 この会議の業務の執行、職員の服務及び給与、会計等に関し必要な事項は、規程でこれを定める。

(資産の構成)

第32条 この会議の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2．この会議の資産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

3．基本財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

4．基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、この会議の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

5．普通財産は、第3項の基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第33条 この会議の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁方法)

第34条 この会議の経費は普通財産をもって支弁するものとする。

(借入金)

第35条 この会議は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度の収入をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2. この会議は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会の議決を経かつ、農林水産大臣の承認を受け、資産の額を限度して、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎事業年度開始前に総会の議決を経なければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、前事業年度の予算に準じて暫定予算を編成し、予算成立の日までの間収入支出することができる。

3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

(監査等)

第37条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3. 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかななければならない。

(報告)

第38条 会長は、毎事業年度開始の日から3月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

(1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書

(2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表

(3) 前年度の収支計算書、正味財産増減計算書及びその年度の収支予算書

(4) 前年度末の会員名簿並びに前年度における会員の異動状況を記載した書類

(定款の変更)

第39条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

(解散)

第40条 この会議は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会の決議を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けて解散する。

(解散の場合の残余財産の処分)

第41条 この会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、この会議の目的と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成11年11月10日）から施行する。